○舟形町子育て支援及び若者定住支援交付金交付要綱

平成21年3月24日

告示第10号

改正　平成22年3月25日告示第14号

平成23年3月25日告示第6号

平成26年3月25日告示第16号

平成27年12月10日告示第80号

平成29年3月31日告示第21号

令和2年3月31日告示第25号

令和5年3月28日告示第18号

令和6年3月29日告示第64号

(趣旨)

第1条　町長は、少子化社会への対応のための子育て支援と、町内への定住促進のための支援を図るため、この要綱の定めるところにより、子育て支援及び若者定住支援交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金交付対象地)

第2条　交付金交付対象地は、舟形町内全域とする。

(用語の定義)

第3条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　定住　町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。

(2)　世帯　町内の一つの住所に定住する者全員のことをいう。

(3)　新築　新たな住宅の建築をいう。

(4)　建売　建売の住宅をいう。

(5) 中古　中古の住宅をいう。

(6) 若者　満45歳未満の者をいう。

(7)　入居　町内に新築した住宅の引き渡しを受け、住民票を異動することをいう。

(交付金の交付要件)

第4条　子育て支援交付金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　町内に住宅を新築、又は、建売、中古~~の住宅~~を購入し、定住する者であること。

(2)　入居時点で、入居する世帯に中学校又は特別支援学校の中学部までの者(以下「子ども」という。)がいること。ただし、以下に該当する場合も交付の対象とする。

ア　入居時点で入居世帯に子どもがいないが、出産予定の者がいる場合。

イ　町内の住宅建築契約時の入居世帯の子どもが、入居時点で、成長により高等学校又は特別支援学校の高等部となった場合(進学しない子ども含む)。

(3)　以前に当該交付金の交付を受けていない者であること。

(4)　入居完了から1年以内の者であること。

(5)　町税等及び上下水道料に滞納がない世帯であること。

2　若者定住支援交付金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　町内に住宅を新築、又は、建売、中古~~の住宅~~を購入し、定住する者であること。

(2)　その者又は配偶者が住宅建築契約時に若者であること。

(3)　以前に当該交付金の交付を受けていない者であること。

(4)　入居完了から1年以内の者であること。

(5)　町税等及び上下水道料に滞納がない世帯であること。

(交付金の額)

第5条　前条第1項に規定する子育て支援交付金の額は、子ども1人当たり20万円とする。ただし、1世帯につき60万円を限度とする。

2　前条第2項に規定する若者定住支援交付金の額は、全町内において、1世帯につき50万円とする。

(交付の申請)

第6条　第4条の交付要件を満たす者が交付の申請をするときは、入居した日以降、交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)　住民票謄本

(2)　住宅建築契約書の写し

(3)　家屋登記簿謄本の写し

(4)　町税等及び上下水道料金の納付状況照会同意書(町内在住者に限る)

(5)　妊娠証明書の写し(必要な場合のみ)

(6)　その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

第7条　町長は、前条の交付申請があったときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、受理後20日以内に交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請内容の変更等)

第8条　前条の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、交付変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)により、町長の承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条　交付決定者は、交付決定後、町長に対し速やかに交付請求書(様式第5号)により交付の請求を行うものとする。

(交付金の返還)

第10条　町長が、交付金の交付後、第4条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は交付金の一部又は全額を返還しなければならない。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、令和8年3月31日にその効力を失う。

附　則(平成22年3月25日告示第14号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月25日告示第6号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月25日告示第16号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年12月10日告示第80号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附　則(平成29年3月31日告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則(令和2年3月31日告示第25号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附　則(令和5年3月28日告示第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(令和6年3月29日告示第64号)

この要綱は、公布の日から施行する。